

令和6年4月5日

報道機関各位

いわきの魅力レベルアップ！「いわきツーリズム」拡大発信事業業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

このことについて、次のとおり実施しますので、お知らせします。

1 目的

市では、令和3年度から国の福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域情報発信交付金））を活用し、原子力災害に起因した、今なお続く風評の払拭に向けて、各種情報発信事業を実施してきました。

今年度におきましても、引き続き、本交付金を活用し、体験コンテンツの造成、モニターツアーの実施、ポータルサイトの運用、PR動画の制作・配信など、さらなる情報発信の強化を目的とした事業を実施することとしています。

つきましては、本事業を委託するにあたり、専門的な知識・経験を有する事業者を選定するため、プロポーザル方式の公募を行います。

2 委託業務

いわきの魅力レベルアップ！「いわきツーリズム」拡大発信事業業務

3 業務の内容

別紙「同業務公募型プロポーザル実施要領」及び「同業務委託仕様書」のとおり

4 委託契約の上限額

30,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

5 本業務の実施期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

6 各種書類の提出期限

(1) 参加表明書等提出期限 令和6年4月24日（水）

(2) 企画提案書等提出期限 令和6年5月15日（水）

7 その他

詳細については、市公式ホームページを参照願います。

（事務担当）

観光振興課観光企画係

電話 0246-22-1292

いわきの魅力レベルアップ！「いわきツーリズム」拡大発信事業 公募型プロポーザル実施要領

※ 本プロポーザルは、令和6年4月に予定されている「福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）」の交付決定を前提とした事前準備手続きであり、当該交付金が決定されない場合は、本業務の契約は行わないものとする。

1 実施の目的

国の福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域情報発信交付金））を活用し、原子力災害に起因し、今なお続く風評の払拭に向けて、令和3年度より実施してきたもの。

令和6年度については、これまで実施してきたマーケティング調査等の結果を踏まえ、引き続き、多様な事業者と連携し、体験コンテンツの磨き上げ・新規造成に努めていくことに加え、それらコンテンツを実践するモニターツアーを催行し、コンテンツの完成度を高め、本市の魅力向上を目指す。

また、本事業に係る情報をワンストップで入手できるポータルサイト「いわきゾチック」を運用し、継続的に情報発信を行う他、本ポータルサイトのブランドイメージをわかりやすく伝えるため、本市の観光資源や食、体験コンテンツの魅力を伝える動画を制作・配信し、さらなる情報発信力の強化に努める。

2 プロポーザル方式の採用理由及び導入効果

本事業の業務委託の実施にあたり、民間事業者の持つ専門的知見やこれまでの業務経験を活かした企画提案をプロポーザル方式により広く求めることで、本事業の実施目的をより効率的・効果的に達成するための業務委託先を選定するため。

3 委託業務概要

(1) 業務名称	いわきの魅力レベルアップ！「いわきツーリズム」拡大発信事業業務
(2) 業務内容	別紙「いわきの魅力レベルアップ！「いわきツーリズム」拡大発信事業業務委託仕様書」による
(3) 委託期間	契約締結日から令和7年3月31日まで
(4) 提案上限額	30,000千円（消費税及び地方消費税を含む）
(5) 選定方法	公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

本業務のプロポーザル参加者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないものであること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されていない者であること。

- ③ 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、いわき市の指名停止を受けていない者であること。
- ④ 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

5 プロポーザルの日程

実施内容	実施期間または期限
(1) 募集公告、市ホームページ掲載開始、質問受付開始	令和6年4月5日（金）
(2) 参加申込受付開始	令和6年4月17日（水）
(3) 質問受付期間	令和6年4月5日（金）～ 4月19日（金）
(4) 質問最終回答	令和6年4月23日（火）
(5) 参加表明書提出期限	令和6年4月24日（水）
(6) 参加資格審査結果通知	令和6年4月25日（木）
(7) 企画提案書提出期限	令和6年5月15日（水）
(8) プレゼンテーション審査	令和6年5月下旬
(9) 審査結果通知	令和6年5月下旬
(10) 契約締結	令和6年6月上旬

※ 受付等は、土・日曜日・祝日は行わない。

6 参加表明書について

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を表明するにあたり、次の書類を提出すること。

参加表明に係る提出書類	様式1：参加表明書
	様式2：会社概要書
	様式3：会社業務実績表
	様式4：同意書
	様式5：配置予定職員・技術者調書
	添付1：商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
	添付2：財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）
	添付3：国税の納税証明書
	添付4：いわき市税の納税証明書（市内に事業所等がある場合のみ）

※ 財務諸表については、直近のものであること。

- ※ 納税証明書については、3か月以内に発行されたものであること。
- ※ 令和5年度いわき市入札参加有資格者名簿に登録されている者は、添付1から添付4を省略することができる。
- ※ 共同企業体による参加の場合には、次の点について留意すること。
 - ・ 共同企業体を構成する全員が、実施要領に示す参加資格要件を満たすこと。（共同企業体の各構成員は、本プロポーザルに参加する単体企業又は他の共同企業体の構成員になることはできない。）
 - ・ 共同企業体を構成する全員が、実施要領に示す提出書類を提出すること。（「様式1：参加表明書」を除く。）
 - ・ 代表となる事業者は、「様式1－2：参加表明書（共同企業体）」及び「共同企業体協定書の写し（任意様式）」を提出すること。
- ※ 必要書類の提出後に記載事項と添付書類に相違があり、参加資格を有していないことが判明した場合には、参加資格を無効とする。

(2) 提出書類の配布方法

参加表明書等の様式は、市公式ホームページからダウンロードすること。

URL「<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1712051800456/index.html>」

(3) 提出方法及び提出部数

提出書類は押印の上、提出書類を含み、持参、郵送（提出期限内に必着とし、配達完了が確認できる書類郵便等に限る。）又は宅配便による提出とする。

提出部数は正本が1部、写し5部（写しについては、添付1～4を除く）とする。

本プロポーザルを辞退する場合には、辞退届（様式9）に押印の上、持参、郵送又は宅配便にて提出することとし、その旨を電話により報告するものとする。なお、参加表明書提出後に辞退届を提出せずに辞退した場合で、いわき市入札参加有資格者の場合は、指名停止の措置を行う場合がある。

※ 共同企業体による参加を辞退する場合、代表事業者は、「様式9－2：辞退届（共同企業体）」を提出すること。

(4) 提出期限

令和6年4月24日（水）必着

※ 受付時間は土・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

(5) 提出先

「13 問い合わせ先」のとおり。

(6) 審査結果の通知

本プロポーザルの参加希望者から提出された書類について、担当課で参加資格の審査を行い、結果を全ての参加希望者に対し、電子メールにより通知する。

7 企画提案書について

(1) 提出書類

参加資格審査を通過した者のみが、企画提案書を提出することができるものとし、企画提案書については、次の書類を提出すること。

企画提案書	様式6：企画提案書
	様式7：見積書
	添付5：実施方針、業務フロー、工程表、企画提案テーマ説明資料

※ 添付資料の様式は、任意とする。

注意! 説明資料等において提案者の名称が特定できるような表現は使用しないこと。

(2) 提出方法及び提出部数

提出書類は押印の上、提出書類を含み、持参、郵送（提出期限内に必着とし、配達完了が確認できる書類郵便等に限る。）又は宅配便による提出とする。

提出部数は正本が1部、写し10部とする。

本プロポーザルを辞退する場合には、辞退届（様式9）に押印の上、持参、郵送又は宅配便で提出することとし、その旨を電話により報告するものとする。

(3) 提出期限

令和6年5月15日（水）必着

※ 受付時間は土・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出先

「13 問い合わせ先」のとおり。

8 質問書の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問は質問書（様式8）を使用し、令和6年4月19日（金）午後5時までに問い合わせ先まで持参、電子メール又はFAXにて提出することとする。

（電子メール又はFAXの場合は、必ず電話にて受理確認を行うこと。）

質問の内容及び回答は、本市ホームページで随時公表する。その際には、質問者名は公表しない。

なお、受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しないものとし、また、質問の内容が本プロポーザルによる契約候補者選定に公平を保つことができないと判断した場合には、質問には回答しない。

9 企画提案の審査・選定

(1) 審査委員会の設置

企画提案書等の審査及び評価は、本市が設置する、いわきの魅力レベルアップ！いわきツーリズム拡大発信事業業務公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、実施するものとする。

(2) 審査の観点

各提案者から提出された企画提案書等を審査基準に基づき審査し、総合的な評価が最も高い提案者を「最優秀提案者（契約候補者）」として選定し、次いで評価の高い提案者を「次点」として選定する。

また、評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により選定する。

なお、提案者が1者の場合であっても当該審査は実施することとし、審査における最低点（提案内容評価点の6割）以上の評価点を得た場合は、その提案者を契約候補者として選定する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書を提出した者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

詳細は後日、各提案者へ連絡する。

① 開催予定日

令和6年5月下旬（詳細は別途通知）

② 審査体制

審査は、審査委員会が行う。

③ プレゼンテーションへの参加者

本業務を担当予定の管理技術者は、必ず参加するものとする。

④ 実施方法

ア プレゼンテーションは、企画提案書の説明と表現を補足するための追加説明とし、その後、審査委員会の委員によるヒアリング（質疑応答）を実施する。

イ 実施時間は、1事業者につき30分程度とし、説明時間を20分程度、ヒアリング（質疑応答）を10分程度とする。

なお、実施時間については変更する場合があるが、その際は各提案者へ連絡する。

ウ プレゼンテーションの内容は、事前に提出した提案書に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。

エ 説明時に、提案者の名称が特定できるような表現及び対応はしないこと。

(4) 審査項目及び基準

審査項目及び審査基準は次のとおりとする。

① 企画提案の内容

○ 個人周遊型向けコンテンツ造成伴走

- ・ 今後の商品化を見据え、参加者に本市の魅力が伝わるようなコンテンツ内容となっているか。
- ・ 観光業やその他の業種と連携するなどにより、多様で独自性の高いコンテンツ造成となっているか。

○ 個人周遊型モニターツアー

- ・ ツアー参加者が参加上限数に達するよう、ターゲットに対してより広く告知できるような募集方法となっているか。
- ・ ツアー内で実施する体験コンテンツがより多く組み込まれ、また、各コンテンツが参加者に充分楽しんでいただけるような運営方法となっているか。

○ ポータルサイト情報発信強化

- ・ 「いわきゾチック」のコンセプトに合わせながら、より多くの閲覧が得られるような運用手法となっているか。
- ・ 磨き上げ・新規造成されたコンテンツが随時掲載され、サイト内容のさらなる充実化が図られる仕組みがとられているか。

○ 動画制作・配信によるブランド強化

- ・ 本市の「推し」である「夏」や「海」、観光資源や美味しい食等、魅力を最大限発信し、本事業のブランドイメージを高める動画となっているか。
- ・ 動画の演出や編集方法が工夫されるなど、一般的な観光PR動画と差別化が図られ、より視聴者の興味を引く、独自性の高い動画となっているか。
- ・ より多くの視聴が得られるよう、ターゲットの設定やデジタル広告の活用が検討されるなど、戦略的な配信手法がとられているか。

○ 調査結果の分析及び次年度施策の企画提案

- ・ 事業内で実施するアンケート調査や各種業務の実施内容を分析し、次年度以降に向けた効果的な企画が提案されているか。

○ 進捗管理及び業務報告について

- ・ 本事業を円滑に行うことができるよう管理され、また、速報値や確定値、事業効果等報告を正確に行える内容となっているか。

○ 企画提案全体について

- ・ 事業の目的を正しく理解し、目的達成のための的確な提案となっているか。
- ・ 企画提案者の知識やノウハウを活かした具体的な提案となっているか。

② 会社の運営基盤・信頼度

- ・ 会社の運営基盤（財政、人材）がしっかりしており、適切な運営がなされているか。
- ・ 委託先として選定するにあたり、事業実施の確実性、信頼度は高いか。

- ③ 業務実施体制
 - ・ 業務を円滑に実施するための組織体制が整っているか。
 - ・ 計画的かつ確実に実施できるスケジュールとなっているか。
- ④ 事業費
 - ・ 総事業費がより安価であるか。
 - ・ 事業の積算に係る単価や経費が妥当なもので、提案内容と整合がとれているか。

(5) 結果通知

本プロポーザルの審査結果は、令和6年5月下旬に全ての提案者に対し電子メールで送付した後、書面により通知する。また、本市のホームページにて「最優秀提案者（契約候補者）」と「次点」について評価点とともに公表する。

10 契約の締結

契約の締結にあたっては、次により行うこととする。

(1) 契約の締結方法

本市と本市が選定した最優秀提案者（契約候補者）との間で、提出された企画提案書の記載事項を踏まえた協議を行い、協議が整った場合に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する。（この協議によっては、提出された企画提案書の内容等について一部変更する場合がある。）

また、最優秀提案者（契約候補者）と協議が整わない場合にあっては、次点と協議のうえ、契約を締結する。

なお、最優秀提案者及び次点の決定から契約締結までの間に、地方自治法施行令第167条の4第2項に基づいて本市が一般競争入札に参加させないことと同等以上の処分を受けた場合又は「4 参加資格要件」に合致しないこととなった場合には、契約を締結しないこととする。

(2) 契約書の作成

契約書は、受託者が2部作成し、本市及び受託者の双方が各1部を保有する。契約金額は、消費税及び地方消費税を内書で記載するものとする。

なお、契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とし、契約変更についても同様とする。

11 情報公開及び提供

いわき市情報公開条例（以下、「公開条例」という。）に基づき、行政情報の開示を請求することを市民の権利として保障するとともに、市政運営の公開性の向上を図り、もって市の機関の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすること及び市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的として市政情報を公開していることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。

ただし、個人に関する情報や当該法人等又は個人の事業の運営を不当に害すると認められるものなど公開条例第7条第1項各号に該当する場合は、開示しない。その他、情報開示にあたっては、公開条例に従って行うものとする。

12 留意事項

- (1) 企画提案にあつては、本実施要領及び仕様書を遵守すること。
- (2) 一提案者につき一提案とし、複数提案は禁止とする。
- (3) 企画提案に関する提出書類の変更、差替え、または再提出は認めない。
- (4) 企画提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。

- (5) 企画提案で使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (6) 提出された企画提案書等の返却は行わない。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
 - ① 本要領に示す参加資格要件から外れた者が行った企画提案
 - ② 本要領等の記載内容に従わない企画提案
 - ③ 定められた日時及び場所に提出されなかった企画提案
 - ④ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない企画提案
 - ⑤ 虚偽の記載をした企画提案
- (8) 企画提案に関する提出書類の著作権等の取扱いについて、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、選定結果の公表等において、本市が本業務に関して必要と認めるものについては、企画提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- (9) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任の一切は提案者が負うものとする。
- (10) 企画提案に関し、本市が提示する書類及び提示する資料は、本企画提案における提案目的以外の使用、複製、転載を禁止する。
- (11) 提案者が不適切な行動をとった場合及びその疑いが生じた等の場合において、公正に公募型プロポーザルを執行できないと認められるとき、またはその恐れがある場合は、本市は当該提案者を企画提案に参加させず、または公募型プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、後日、一連の企画提案手続きにおいて不正な行為が行われていたことが判明した場合は、当該事業者との契約を解除することがある。

なお、不正行為等により、本市に何らかの損害を発生させた場合には、損害賠償請求を行うこともある。
- (12) 今後の社会情勢や財政事情の変化、総合計画等に基づく政策変更、その他不可抗力等により、市は事業計画及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。このため、選考の過程において前述の事態に至った場合、市は提案者に対して一切の責任を負わないものとする。
- (13) 本市市勢の動向、及び基礎数字等は、市公式ホームページ等を参照すること。
- (14) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

13 問い合わせ先

〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地

いわき市観光振興課観光企画係

電話 0246-22-1292 FAX 0246-22-7581

電子メールアドレス kankoshinko@city.iwaki.lg.jp

※ 郵送の場合には、配達完了が確認できる書留郵便等に限る。

※ 電子メール又はFAXの場合には、必ず電話にて受理確認を行うこと。

※ 受付時間は、土・日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

いわきの魅力レベルアップ！「いわきツーリズム」拡大発信事業業務委託仕様書

1 委託業務名

いわきの魅力レベルアップ！「いわきツーリズム」拡大発信事業

2 事業目的

国の福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域情報発信交付金））を活用し、原子力災害に起因し、今なお続く風評の払拭に向けた情報発信の取組みを実施するもの。

【参考】地域情報発信交付金とは

福島再生加速化交付金のうち、福島定住等緊急支援の一つとして令和3年度から創設された交付金で、地域の魅力を発信するイベント等や各自治体が企画・実施する風評払拭に向けた取組みを支援するもの。福島県及び県内全市町村が対象で、実施期間は本市において、令和7年度までを予定。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 委託料（上限）

30,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託業務の内容

(1) 対象者

これまで市において実施したマーケティング調査の結果を踏まえ、訴求効果が高いと考えられる層

(2) 業務の内容

① いわきツーリズムコンテンツ強化事業

(ア) 個人周遊型向けコンテンツ造成伴走

これまでのマーケティング結果に基づき、引き続き「旅好きファミリー」や「アクティブウーマン」、「ヤングトラベラー」等をターゲットとし、コンテンツ提供事業者を対象とした伴走支援を行いながら、コンテンツの造成・既存コンテンツの磨き上げを図り、商品化・自走化に向けて完成度を高めていく。

特に、夏季に実施予定のモニターツアーと連携しながら、新たに、本市の「推し」である「海」をテーマとしたコンテンツの充実化を進める。

【実施時期】 令和6年6月～令和6年12月を予定

【造成本数】

- 新規コンテンツ造成：5本以上
- 既存コンテンツの磨き上げ：5本以上
 - ・今後のコンテンツの商品化を見据え、魅力的な商品として販売できるよう、コンテンツの完成度を高めること。
 - ・観光業はもとより、それ以外の業種とも積極的に連携し、多様なコンテンツ造成に努めること。
 - ・令和5年度に構築したポータルサイト「いわきゾチック」へ、今回造成するコンテンツ（10本以上）を新たに掲載すること。

- ・コンテンツ掲載を想定し、宣伝用素材等の収集を行うこと。
- ・ツアー商品として、コンテンツをスムーズに実施できるよう、進行台本やプログラムを作成し、マニュアル化すること。

(イ) 個人周遊型モニターツアー

(1)で造成・磨き上げたコンテンツを体験できる個人周遊型モニターツアーを実施する。

ツアーは、参加者とコンテンツ提供事業者の交流ができる内容とし、参加者の声を地域事業者が直接聞く機会を設ける。

さらに、アンケートを実施し、今後のコンテンツの磨き上げにつなげる。

また、本市ならではの魅力を最大限発信していくため、夏の期間に注力したモニターツアーを実施する。

なお、ツアーの公募にあたっては、ポータルサイト「いわきゾチック」を経由して行うものとし、一連のツアー業務については、サイトのテーマと統一感を持たせ、実施すること。

【実施時期】 令和6年6月～12月を予定

【実施回数】 3回以上

【参加人数】 60人程度（1回あたり20名程度）

- ツアー参加料は、無料とする他、参加者から一部徴収することも可とする。
- 参加料を徴収する場合の額については、令和5年度に無料でモニターツアーを実施した際の応募数やツアーの実施結果を踏まえ、適切な額を提案すること。
- ターゲットは次の層とすること。
 - ・「旅好きファミリー層」… 近隣県や首都圏在住のファミリー層
 - ・「アクティブウーマン層」… 発信力のある30から40代女性層
 - ・「ヤング・トラベラー層」… 単身世帯が比較的多い20から30代層
- 令和5年度の「事業実施報告書」の内容を十分に検証し、昨年度以上に、参加者に楽しんでいただきながら、本市の魅力が伝わるよう改善を図ること。
- 本市の新たな魅力シーンを発掘・再編した内容とすること。
- 観光スポット、食、文化等、本市ならではの観光資源を活用すること。
- 東日本大震災での風評払拭が図られるツアー内容とすること。

② ポータルサイト情報発信強化

ポータルサイト「いわきゾチック」(<https://totteoki-iwaki.jp/>)において、引き続き、保守及びサイト運営、コンテンツ掲載等の業務を実施すること。

サイトの運用にあたっては、令和5年度の運用結果を分析し、さらなるアクセス数の向上を図るなど、戦略的に行うこと。

さらにコンテンツの魅力を発信し、事業全体の好イメージを醸成するため、PR動画を制作し、ポータルサイトへ掲載する他、視聴獲得に向けた情報発信を行う。

(ア) ポータルサイト情報発信強化

「いわきゾチック」を運用し、積極的に本事業に係る情報を発信する他、造成・磨き上げたコンテンツを随時サイトへ掲載し、内容の充実化を図る。

さらに、ポータルサイトの広告配信を行い、強力に情報発信を行う。

【実施時期】 令和6年6月～令和7年3月を予定

(i) 運用

- 管理者用のログインID及びパスワードを複数付与し、職員等によるポータルサイトの管理を可能とすること。
- OSやブラウザ等のバージョンアップ及びポータルサイトの機能追加・改修等に、保守契約の範囲内で対応すること。
- アクセスログの管理を行うこと(GoogleAnalytics等によるものを想定)。
- SEO対策を講じ、検索エンジンへの最適化を図ること。
- ポータルサイトの更新や管理・運用に係る「操作マニュアル」に変更が生じた場合は、マニュアルを改定し、その内容を市へ共有すること。
また、操作方法等に係る相談対応窓口を設けること。
- 定期的なデータのバックアップを行い、障害が発生した場合でも、速やかに復旧が可能な体制を提供すること。

(ii) サーバー環境

- レンタルサーバを活用した単独サイトとし、独自ドメインを取得すること。
- サーバー設置場所は国内とし、セキュリティ対策の実施状況が確認できるものとする。
- ポータルサイトは、24時間の運用を可能とすること。
- ポータルサイト全般について、SSL/TLSによる暗号化処理を行うなどのセキュリティ対策を講じること。また、コンピュータウイルス、不正アクセス、サイト改ざんなどの外的脅威に対する防護について、万全の対策を講じること

(iii) ポータルサイト

- 既にサイトに掲載されている「(iv) 掲載コンテンツ」について、内容に変更が生じる場合は、市と受託者が協議の上、変更すること。
- 掲載コンテンツの写真収集や説明文の作成等は、受託者にて行うこと。
- CMSを導入し、職員等による情報の追加、変更、削除を可能とすること。
- レスポンシブデザインによりスマートフォン等での閲覧に対応すること。
- 閲覧端末のOSは、下記OSに対応すること。
【対応OS】Windows / MacOS / iOS / Android
- 閲覧端末は、下記ブラウザにて表示レイアウトを維持すること（プリンタによるページ印刷時も極力レイアウトを維持すること）。
また、それぞれ構築時点の最新バージョンについて動作を保証すること。
【ブラウザ】Edge / Firefox / Chrome / Safari
- サイト内検索を可能とすること。
- ソーシャルメディアとの連携を可能とすること。
※ 「X」、「Instagram」等を想定
- 動画サイトとの連携を可能とすること
※ 「YouTube」を想定

(iv) 掲載コンテンツ

コンテンツ	概要
トップページ	・「いわきゾチック」をテーマとし、デザイン性に富んだページとすること。 ・新着情報や各コンテンツ等への容易なアクセスを可能とすること。
概要・開設目的	・サイトの概要と開設目的等を掲載する。
新着情報・トピックス	・新着情報やトピックス、特集記事等を掲載する。 ※ 統一的なデザインで個別ページを作成するもの。
個人周遊型観光コンテンツ掲載	・「(2)①いわき観光コンテンツ強化事業」のうち、「(ア) 個人周遊型向けコンテンツ造成伴走」において造成・磨き上げたコンテンツを掲載すること。 ・商品としての今後の販売を見据え、予約動線の確保など拡張性を担保すること。
実施内容の掲載	・「(2)①いわき観光コンテンツ強化事業」において実施したモニターツアーや各コンテンツの実施内容を随時掲載すること。
SNS	・ページ内への埋め込みはページデザインとの整合性により判断すること。
動画	・「(2)②ポータルサイト情報発信強化」のうち、「(イ) 動画制作・配信によるブランド強化」にて制作予定の動画を掲載する他、他の観光等PR動画を掲載できるものとする。
関係団体等へのリンク	・各関係団体へのリンクバナーを設置する（トップページ下部を想定）。 ※ 「いわき市観光サイト」に関しては相互にバナー掲載するなど連携を図ること。

(イ) 動画制作・配信によるブランド強化

「いわきゾチック」のブランドイメージをわかりやすく旅行者に伝えるため、本市のキーコンテンツである海浜・大型アミューズメント・温泉・美食を中心に、新たに造成中の地域体験の魅力を伝える動画を制作・配信すること。

【実施期間】 令和6年8月配信を予定

【制作本数】 1本以上

- 本市の「夏」や「海」をテーマとした内容を必ず盛り込むこと。
- 動画の演出や編集方法が工夫されるなど、一般的な観光PR動画と差別化が図られ、より視聴者の興味を引く、独自性の高い動画となっているか。
- 制作動画はターゲットをセグメントしたうえで、積極的に配信し、より多くの視聴が得られるよう、広告配信を実施すること。
- 動画の著作権は全て本市に帰属するものとし、その利用及び再編集は本市において自由に行うことができるなど柔軟に活用できるものとする。

③ 調査結果の分析及び次年度施策の企画提案

令和5年度の本事業における「事業実施報告書」の内容や、令和6年度実施予定のモニターツアーにおけるアンケート調査、ポータルサイトの閲覧結果等を分析し、次年度以降における効果的なプロモーションの手法を企画・提案すること。

(3) 留意事項

各事業の実施時期については目安とし、実際の実施にあたっては、社会情勢などに応じて、市と協議のうえ決定する。

6 提出書類

受託者は、次の号に掲げる書類を委託者が指定する日まで提出しなければならない。

(1) 着手届（事業着手後、直ちに提出）

(2) 完了届（事業終了後、直ちに提出）

(3) 業務完了報告書

受託者は本業務終了後、速やかに契約書に規定する業務完了報告書を提出すること。
同報告書については、事業の実施内容と併せて、本業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

(4) 成果品

本業務における成果品は、次表のとおりとする。なお、次表の「② i ポータルサイト」を除く成果品は、加工が可能な形式による電子データで納品すること。

No.	成果品	数量	納期
① いわきツーリズムコンテンツ強化事業			
i	コンテンツ運営マニュアル ※ 追加・変更分	1 式	業務完了時
② ポータルサイト情報発信強化			
i	ポータルサイト	1 式	継続運用
ii	操作説明書（管理者用） ※ 変更がある場合	1 式	業務完了時
iii	ポータルサイト設計書 ※ 変更がある場合	1 式	業務完了時
iv	デザインに関する画像データ	1 式	業務完了時
v	動画データ	1 式	業務完了時
③ 調査結果の分析及び次年度施策の企画提案			
i	調査分析結果報告書 ※ 本業務により得られた各種データを 活用した効果検証や今後の改善策の提 案を含めた報告を行うこと。	1 式	業務完了時
④ その他			
i	業務工程表	1 式	契約締結後14日以内
ii	協議録	1 式	協議実施後 7 日以内

(5) その他必要と認める書類

7 特記事項

(1) 著作権等

本業務の実施により生じた著作物に関する著作権は全て本市に帰属するものとし、その利用及び再編集は本市において自由に行うことができるものとする。

(2) 機密保持等

受託者は、本仕様書に定めるところのほか、いわき市個人情報保護条例、その他関係法令を遵守するものとする。

(3) その他

- ① 本仕様書に疑義が生じた場合、委託者と受託者が協議のうえ委託業務を遂行するものとする。
- ② 本仕様書に定めのない事項は、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。